

川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

「新たな総合計画」

第1期実施計画

素案

(抜粋)

もっと
住みやすい
まちって？



目次

I 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

1 計画策定の趣旨.....	P3
2 計画の構成.....	P3
3 計画期間.....	P4
4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等.....	P5
5 計画策定にあたっての基本認識.....	P6
6 計画推進にあたって、重要な節目となる年次及びポイント.....	P22
7 都市構造と交通体系の考え方.....	P24
8 計画の推進に向けた考え方.....	P28

II かわさき10年戦略・・・・・・・・・・・・ P43

III 実施計画・・・・・・・・・・・・・・ P57

■政策体系別計画.....	P59
基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり.....	P69
基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり.....	P153
基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり.....	P191
基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり.....	P219
基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり.....	P313
■区計画.....	P331
川崎区.....	P337
幸区.....	P349
中原区.....	P359
高津区.....	P371
宮前区.....	P383
多摩区.....	P395
麻生区.....	P407

IV 実施計画の進捗管理と評価・・・・・・・・・・ P419

資料編・・・・・・・・・・・・・・ P429

■川崎市基本構想(案).....	P431
■川崎市基本計画(案).....	P434
■計画の策定経過.....	P439
■新たな総合計画と連携する計画.....	P448
■新たな総合計画 政策体系図.....	P451



I 総論

1 計画策定の趣旨

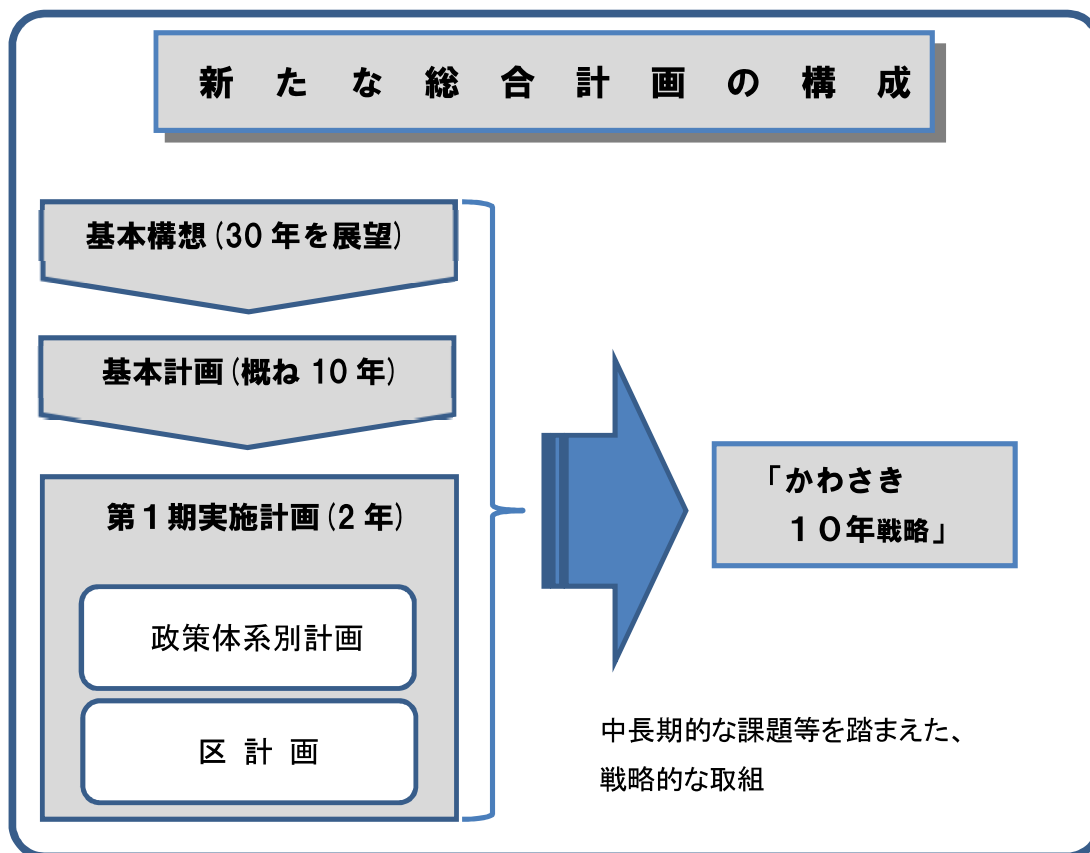
『成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき』
の実現をめざします。

子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるために、新たな総合計画を策定するものです。

2 計画の構成

「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造とし、社会経済状況の変化等に柔軟に対応していきます。

また、中長期的な課題等を踏まえて「かわさき 10 年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めていきます。

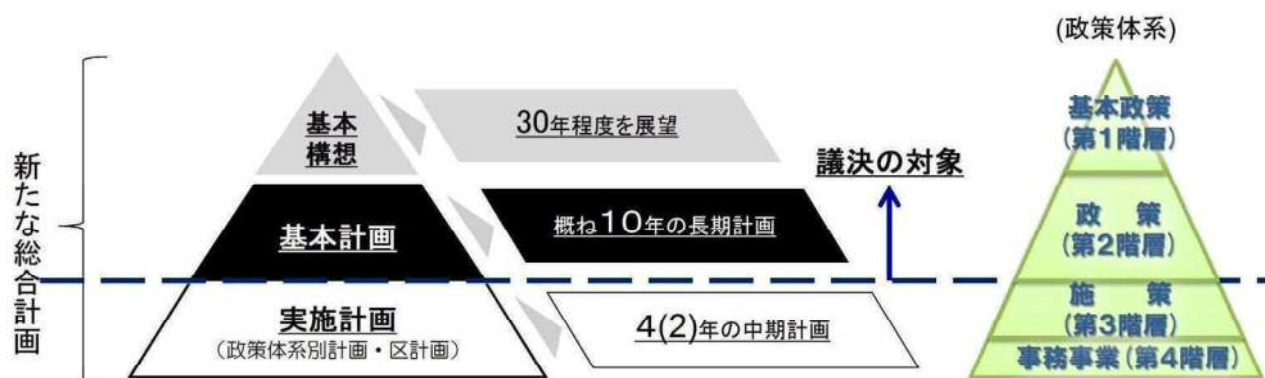


3 計画期間

「基本構想」は、今後 30 年程度を展望し、本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5 つの基本政策を定めるものです。

「基本計画」は、今後概ね 10 年間を対象として、「基本構想」に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために、23 の政策及び、その方向性を明らかにするものです。

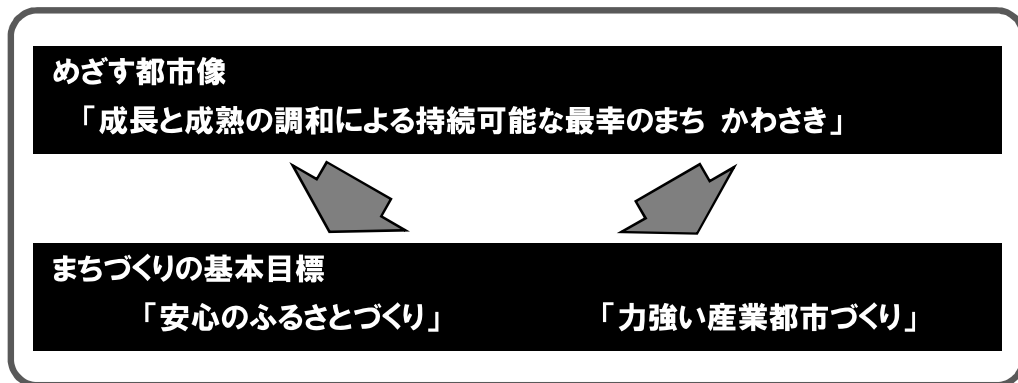
「実施計画」は、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組を定めるもので、第 1 期実施計画の計画期間は平成 28(2016) 年度から平成 29(2017) 年度の 2 か年となります。



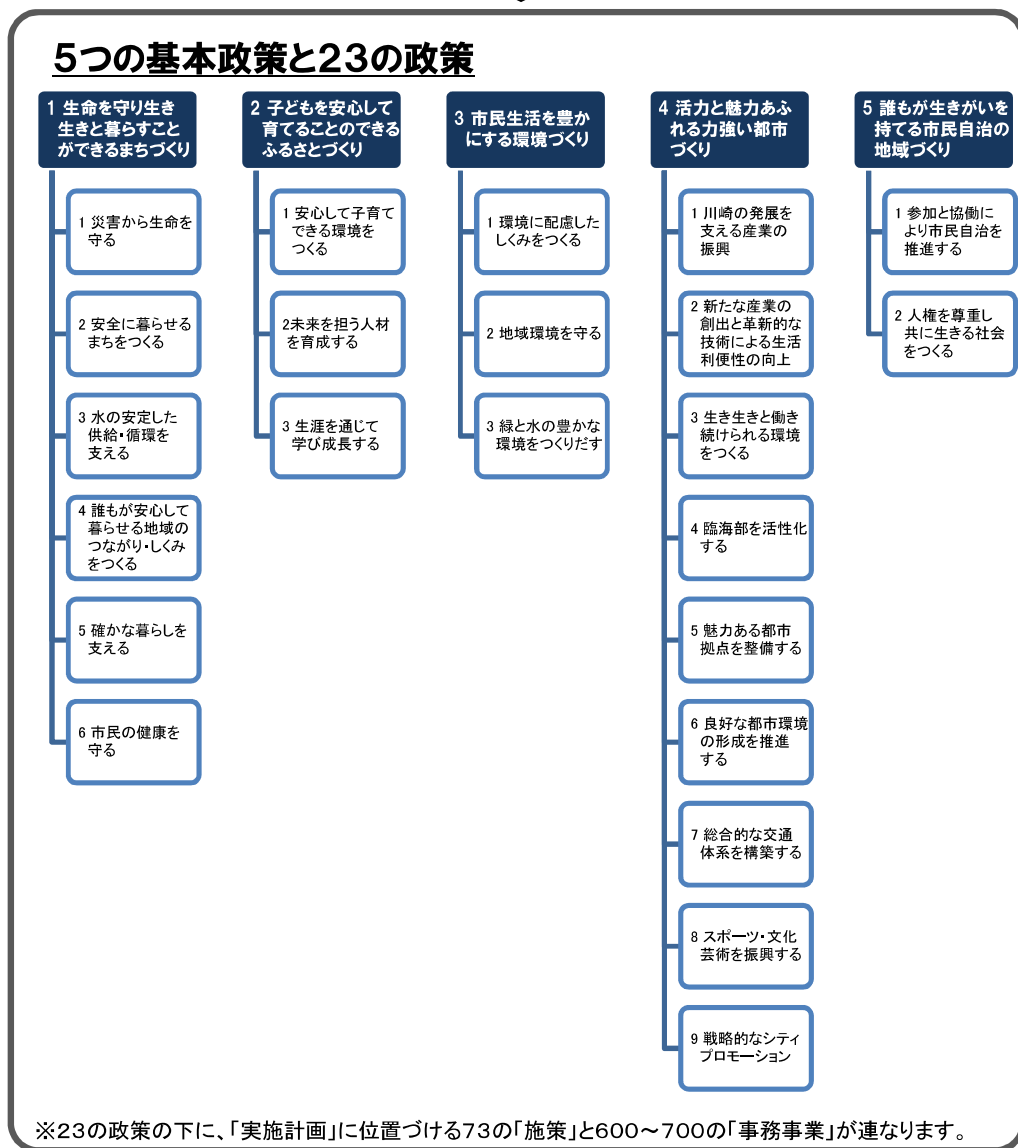
〔「基本構想」「基本計画」「実施計画」の計画期間〕

	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	37年度 (2025)
基本構想			新たな総合計画 基本構想 30年程度を展望					
基本計画			新たな総合計画 基本計画 平成28年度から概ね10年					
実施計画	※実施結果を盛り込む		第1期 実施計画		第2期 実施計画(想定)		第3期 実施計画(想定)	
	H26～H29		H30～H33		H34～H37			

4 基本構想で掲げる「めざす都市像」及び「まちづくりの基本目標」等



政策体系



総論

10 年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

基本
構
想

基本
計
画

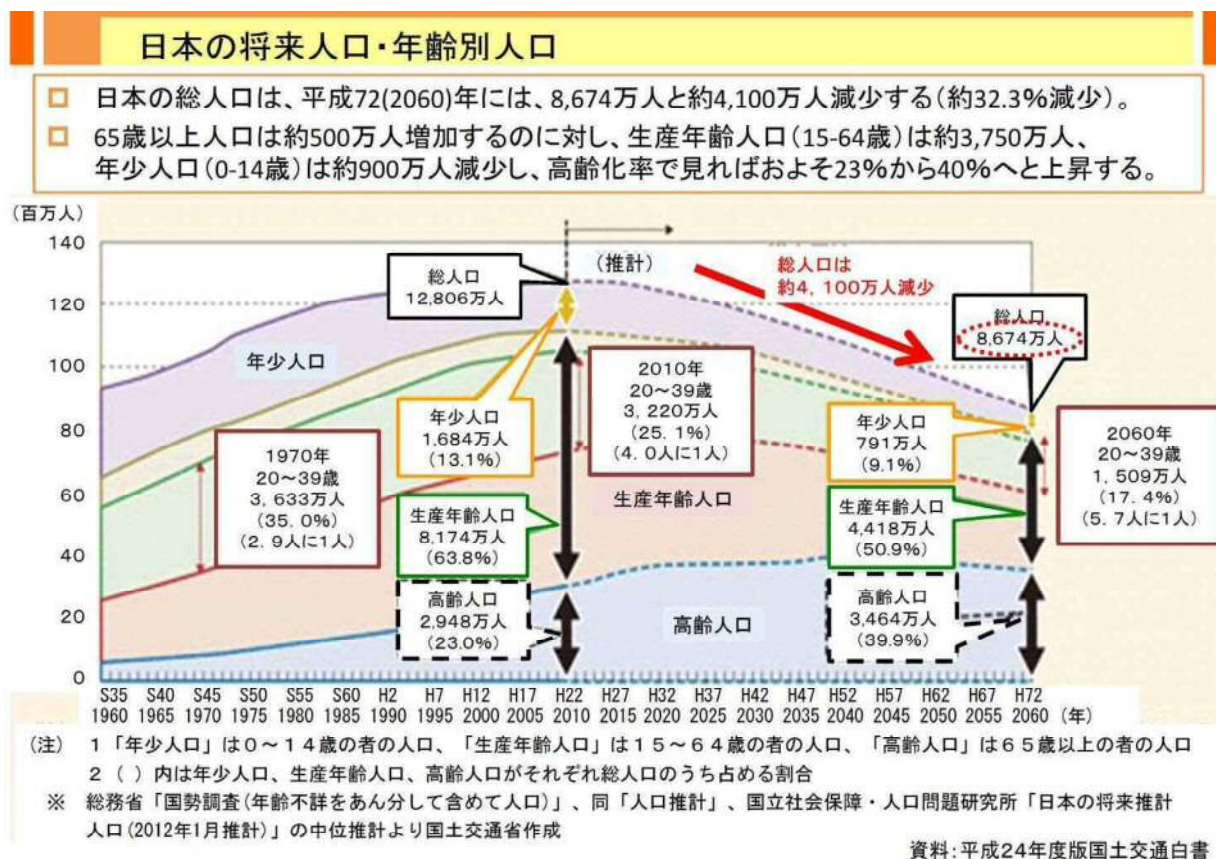
5 計画策定にあたっての基本認識

本市は、変化の激しい社会経済状況の中で、自治体として大きな転換期を迎えています。新たな総合計画では、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するとともに、「積極的に活用すべき川崎のポテンシャル」を最大限に活用し、「新たな飛躍に向けたチャンス」を的確に捉えることが必要です。

(1) 将来を見据えて乗り越えなければならない課題

① 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少

日本の総人口はすでに減少局面に入っており、平成22(2010)年から平成72(2060)年にかけて、約4,100万人(約32.3%)もの減少が見込まれるとともに、生産年齢人口と年少人口が大幅に減少する一方で、高齢人口は増加し、高齢化率は23%から40%に上昇する見込みです。



一方、本市の将来人口推計では、平成 42(2030) 年まで人口が増加するものの、年少人口のピークは平成 27(2015) 年、生産年齢人口のピークは平成 37(2025) 年と推計されており、ピーク後は減少していくと見込まれています。

基本構想で展望する今後 30 年間の人口構成等の主な変化としては、平成 32(2020) 年には本市でも「超高齢社会(一般的には 65 歳以上の人口比率が 21%を超えた状態とされています。)」が到来するとともに、人口のピークとなる平成 42(2030) 年を経て、平成 67(2055) 年には現役世代約 1.5 人で 1 人の高齢者を支える状況となることを見込まれます。

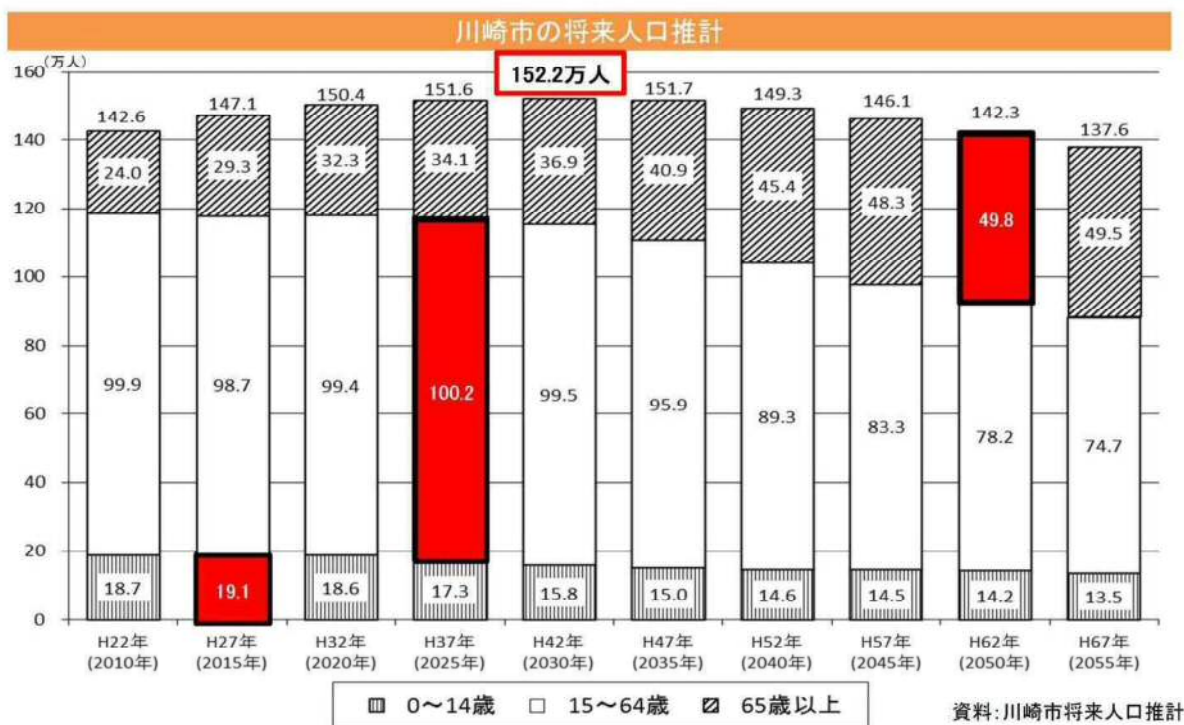
①少子高齢化、人口減少への転換、生産年齢人口の減少

〔本市の将来人口推計のポイント〕

- 平成 27(2015) 年‥「年少人口が減少へ」
- 平成 32(2020) 年‥「超高齢社会の到来」
- 平成 37(2025) 年‥「生産年齢人口が減少へ」「団塊の世代が 75 歳超」
- 平成 42(2030) 年‥「本市の人口が減少へ」
- 平成 67(2055) 年‥「現役世代 1.5 人で 1 人の高齢者を支える社会」

川崎市の将来人口

少子高齢化がさらに進行し、平成42(2030)年をピークとして、人口減少へ転換する。



② ひとり暮らし高齢者の増加や少子化の進行

平均寿命の伸長に伴い、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯が増加することなどから、健康寿命を延伸し、誰もが住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けることができるような自助・互助・共助・公助のしくみづくりが求められています。

また、出生数が年間1万4,000人台で推移しており、就学前児童数は微増傾向にあるものの、合計特殊出生率（1.38）は国を下回る低い水準にあり、少子化が進行している傾向にあります。少子化の要因としては、核家族や共働き世帯の増加に伴う子育てに関する経済的・心理的負担などが挙げられています。

こうした状況の中、多様な子育てニーズへの適切な対応を図るとともに、就労と子育てが両立できる社会の実現に向けた子育て環境の整備が求められています。

②ひとり暮らし高齢者の増加や少子化の進行

○高齢者人口が増加する中、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加

○男・女ともに国の平均より大きい、平均寿命と健康寿命との差

○本市の出生数は横ばいだが、合計特殊出生率は1.38と低水準

ひとり暮らし高齢者数や高齢者夫婦のみの世帯数の推移

高齢者人口が増加する中、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加している。

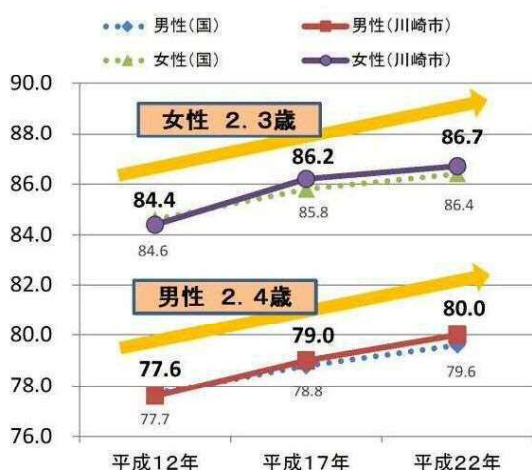


資料:平成22年国勢調査結果

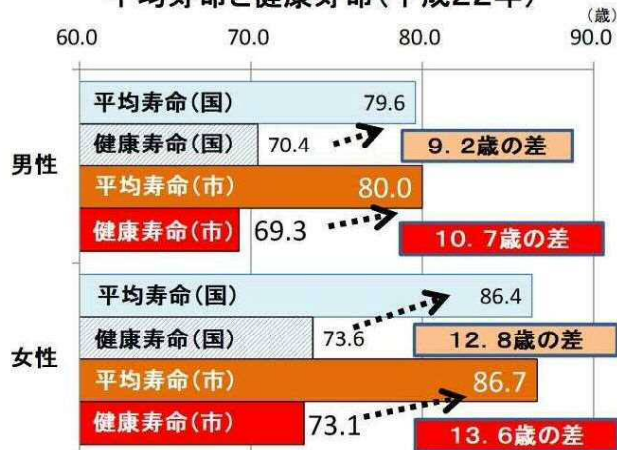
平均寿命と健康寿命

本市の平均寿命はこの10年に、女性で2.3歳、男性で2.4歳延伸しており、ともに国平均を上回る。一方、平均寿命と健康寿命との差は男・女とも国の平均より大きい。

平均寿命の推移



平均寿命と健康寿命(平成22年)



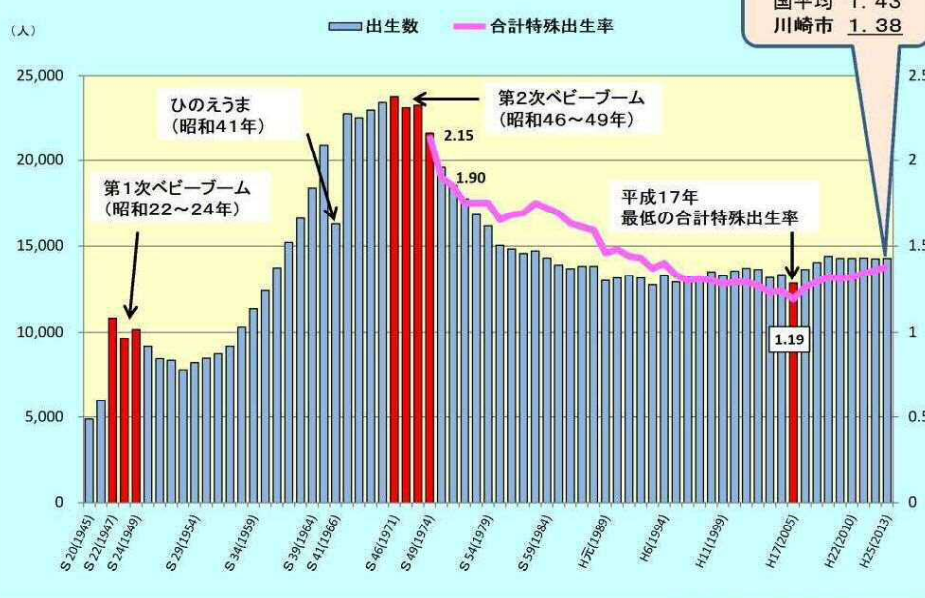
資料:市町村別生命表(厚生労働省)

※ 健康寿命(市)は「健康寿命の指標に関する研究(厚生労働省科学研究費分担研究報告書)で平成22年の政令市比較が公表

出生数の減少と合計特殊出生率の低下

平成19年以降出生数は1万4千人台で推移しており、合計特殊出生率は平成25年に1.38であり、平成17年の1.19(過去最低)から微増傾向にあるものの、なお低い水準にある。

出生数と合計特殊出生率の推移



資料:川崎市統計書、川崎市健康福祉年報

子どもを安心して 育てることのできる ふるさとづくり



子育ても、まちぐるみなら安心！

「子育てするなら川崎！」と思ってもらえるような、安心して子育てできる環境づくりを進めます。



頼りにされるという、生きがい。

いつまでも学びたいという気持ちや生きがいを応援するためのネットワークをつくります。



夢に向かって、ひとっ飛び！

夢に向かって歩き出す、子どもたちの未来を拓く学びを応援します。

未来のため「新たな総合計画」策定中。

川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。



基本 政策2

子どもを安心して育てること のできるふるさとづくり

- 子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。
- また未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。
- さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます。

政策の体系

基本政策2 子どもを安心して育てることができるふるさとづくり

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

政策2-2 未来を担う人材を育成する

政策2-3 生涯を通じて学び成長する

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

政策の方向性

- ✓ 本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
子育て環境の整ったまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	26.9%	35%以上

施策の体系

政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる

施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進

施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進

施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進

施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

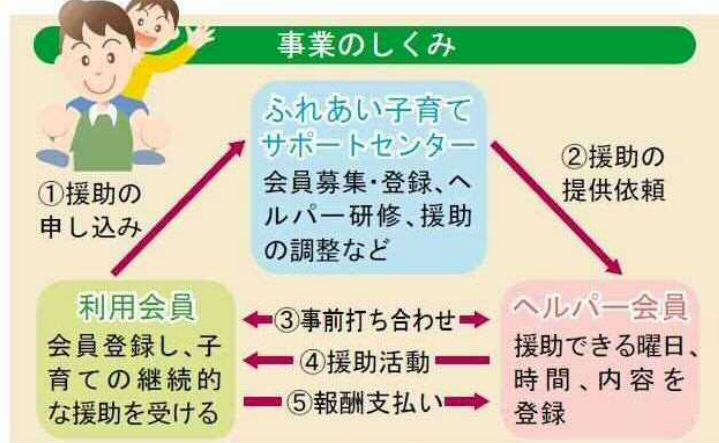
施策の概要

- ✓ 子育ての第一義的責任は家庭にあります。核家族化の進展などから、子育てに負担感・不安感を持つ家庭は増えており、地域や社会が親子に寄り添い、子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、在宅で子育てをする家庭への情報提供や相談支援など、地域における子ども・子育て支援の取組を推進します。
- ✓ 社会経済状況や若い世代の子育てに関する意識の変化から、子育てに経済的な負担を感じる家庭は多いことから、児童手当や医療費助成など、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図りながら、一人ひとりの子どものすこやかな成長と発達を支援します。

地域子育て支援センターとは……

0歳から就学前の子どもと保護者が、いつでも気軽に立ち寄って遊べ、子育て中のママ・パパ同士でおしゃべりをしたり、のんびり過ごせる場所で、子育てをサポートする専任スタッフもいます。

ふれあい子育てサポート事業のしくみ



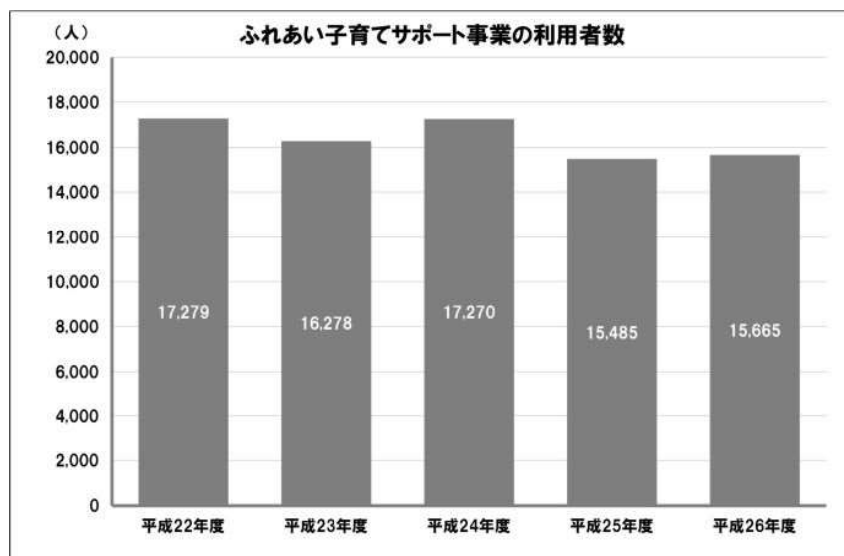
親子の交流の輪



専門スタッフによる相談



ふれあい子育てサポート事業の様子



資料：こども本部調べ

直接目標

● 地域で子育てを支えるしくみをつくる

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
ふれあい子育てサポートセンターの利用者数 (こども本部調べ)	15,665 人 (平成26年度)	16,300 人以上 (平成29年度)	16,600 人以上 (平成33年度)	16,600 人以上 (平成37年度)

※ その他の成果指標として、「地域子育て支援センター利用者の満足度」を設定しますが、現在調査中のため、調査結果をもとに目標値を今後設定します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域における子育て支援の推進 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。	●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援事業等の実施(53か所) ●ふれあい子育てサポート事業の実施(利用人数 15,665人) ●「子どもの未来応援プラン」の策定及び計画に基づく取組の推進	●地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援事業等の充実に向けた取組の実施 ●ふれあい子育てサポート事業の利用促進に向けた取組の実施 ●「子どもの未来応援プラン」に基づく取組の推進及び中間評価と計画の検証の実施	事業推進
小児医療費助成事業 子どもにかかる医療費の一部を助成することにより、子どもの健康保持や健全な育成を図ります。	●通院医療費助成対象年齢の引上げの実施(小学校1年生⇒2年生)	●通院医療費助成対象年齢の引上げの実施(平成28年4月から小学校2年生⇒3年生) ●平成29年4月からの小学校6年生までの通院医療費助成対象年齢の引上げに向けた検討・実施	事業推進
児童手当等支給事業 子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どものすこやかな成長と発達を図ります。	●児童手当の支給	●対象者への児童手当の支給	事業推進
児童福祉施設等の指導・監査 施設の増加や多様な運営主体の参入など、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質の確保に向け、適切な指導・監査を実施します。	●児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施	●児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等